

人事委員会年報

令和2年度



相模原市人事委員会

目次

第1章 組織の概要

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の事務	1
4	人事委員会事務局の組織及び所掌事務	2
5	予算	3
6	人事委員会の開催状況	3

第2章 事業の概要

1	職員の任用	1 1
(1)	職員採用試験実施状況	1 1
(2)	職員採用試験実施結果	1 4
(3)	職員採用選考実施状況	1 5
(4)	職員採用選考実施結果	1 7
(5)	任命権者に委任している職員採用選考実施結果	1 7
(6)	昇任選考実施結果	1 9
(7)	特定任期付職員及び一般任期付職員の採用等の承認	1 9
2	職員の給与等に関する報告及び勧告	2 0
3	条例の制定、改廃に対する意見	2 2
4	勤務条件に関する措置の要求	2 3
5	不利益処分についての審査請求	2 3
6	苦情相談	2 3
7	職員団体の登録	2 3
8	管理職員等の範囲	2 4
9	労働基準監督機関としての職権の行使	2 5
1 0	人事委員会規則の制定、改廃	2 5
1 1	その他(会議等)	2 6

第1章 組織の概要

1 人事委員会の設置

地方公務員法第7条第1項の規定により、都道府県及び政令指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされ、また、同条第2項の規定により、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会を置くことができるとされています。

本市では、平成22年4月1日の政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成22年1月14日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく相模原市人事委員会設置条例(平成21年相模原市条例第43号)により、人事委員会を設置し、同年4月1日、政令指定都市への移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、いずれも非常勤特別職であり、その構成は次のとおりです。

職	氏名	任期	現職
委員長	谷口 隆良	平成30年1月14日から 令和4年1月13日まで	弁護士法人谷口綜合法律事務所 代表弁護士
委員 (委員長職務代理者)※1	小俣 邦正	平成29年1月14日から 令和3年1月13日まで	株式会社昭和真空 代表取締役社長
委員 (委員長職務代理者)※2	山本 雅子	令和2年1月14日から 令和6年1月13日まで	麻布大学名誉教授
委員	前田 順也	令和3年1月14日から 令和7年1月13日まで	扶桑精工株式会社 取締役会長

※1 令和3年1月13日まで

※2 令和3年1月14日から

3 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている主な事務は、次のとおりです。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

- (4) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (5) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (6) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (7) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

4 人事委員会事務局の組織及び所掌事務

令和2年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織

事務局長1人 — 次長1人

調査班 総括副主幹1人 — 主査2人 — 主任1人

任用班 総括副主幹1人 — 主査1人 — 主任1人 — 主事1人

(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事記録の管理に関すること。
- ウ 人事に関する統計報告に関すること。
- エ 職員評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- オ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- カ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- キ 競争試験、選考その他の任用に関すること。
- ク 給与の支払の監理に関すること。
- ケ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- コ 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- サ 不利益処分についての審査請求に関すること。
- シ 職員の苦情処理に関すること。
- ス 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関すること。
- セ 退職管理に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- ソ 管理職員等の範囲に関すること。
- タ 職員団体の登録に関すること。
- チ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- ツ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 公文書の收受及び発送並びに整理、保存及び廃棄に関すること。
- ナ 事務局の人事に関すること。

- ニ 予算の経理並びに物品の出納及び保管に関すること。
- ヌ 事務局の内部統制に関すること。
- ネ 事務局の庶務に関すること。

5 予算

令和2年度における人事委員会の当初予算は、次のとおりです。

(単位:千円)

区分	予算額
報酬	2,486
報償費	10
旅費	431
交際費	2
需用費	1,257
役務費	55
委託料	13,822
使用料及び賃借料	17,394
備品購入費	16
負担金、補助及び交付金	2,464
合計	37,937

6 人事委員会の開催状況

令和2年度における人事委員会の開催状況は次のとおりです。

区分	開催年月日	議案等
第1回 定例会	令和2年 4月23日	<p>議案</p> <p>3 1 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第9号の規定に基づく人事委員会の承認について</p> <p>3 2 令和2年度相模原市職員採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【窓口サービス担当】)の実施について</p> <p>報告</p> <p>2 2 令和2年度の相模原市人事委員会に係る予算について</p> <p>2 3 教育職給料表の4級及び5級への昇格結果に係る報告について</p> <p>2 4 任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生))に係る実施結果の報告について</p> <p>2 5 相模原市労働組合共闘会議からの申入れについて</p>
臨時会	令和2年 5月12日	<p>議案</p> <p>3 3 条例改正に関する意見について</p>

		報告 2 6 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について
第2回 定例会	令和2年 5月25日	議案 3 4 令和2年度相模原市職員採用試験(高校卒業程度)の実施について 3 5 令和2年度相模原市職員採用選考(障害者対象)の実施について 報告 2 7 職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)の申込状況について 2 8 任命権者に委任している採用選考(会計年度任用職員の職)に係る実施結果の報告について 2 9 任命権者に委任している採用選考(保育士(育児休業代替))に係る実施結果の報告について 3 0 任命権者に委任している採用選考(保育士(育児休業代替))に係る実施計画の通知について 3 1 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・家屋調査員】)に係る実施計画の通知について 3 2 任命権者に委任している昇任試験に係る実施計画の通知について 3 3 任命権者が行う転職能力認定(心理職)に係る実施計画の通知について 3 4 職員の懲戒処分について
第3回 定例会	令和2年 6月16日	議案 3 6 令和2年職種別民間給与実態調査の実施について 3 7 職員の給与等に関する報告及び勧告について 3 8 令和元年度相模原市職員採用選考(障害者対象)の最終合格者の決定について 報告 3 5 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・家屋調査員】)に係る実施結果の報告について 3 6 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【公民館担当】)に係る実施計画の通知について 3 7 令和元年度人事委員会年報の作成について
第4回 定例会	令和2年 7月8日	議案 3 7 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続) 3 9 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第9号の規定に基づく人事委員会の承認について 4 0 令和2年度相模原市職員採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【窓口サービス担当】)の最終合格者の決定について

		<p>報告</p> <p>3 8 令和元年度職員の長時間労働に係る事業の実施状況について</p> <p>3 9 公務労組連絡会、日本自治体労働組合総連合及び全日本教職員組合からの要請について</p> <p>4 0 第128回全国人事委員会連合会総会について</p>
第5回 定例会	令和2年 8月6日	<p>議案</p> <p>3 7 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続)</p> <p>4 1 令和2年度相模原市職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>報告</p> <p>4 1 令和2年度相模原市職員採用試験(高校卒業程度)の申込状況について</p> <p>4 2 令和2年度相模原市職員採用選考(障害者対象)の申込状況について</p> <p>4 3 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・家屋調査員】)に係る実施結果の報告について</p> <p>4 4 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・家屋調査員】)に係る実施計画の通知について</p> <p>4 5 任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生))に係る実施計画の通知について</p> <p>4 6 公務公共サービス労働組合協議会からの要請について</p> <p>4 7 相模原市労働組合共闘会議からの申入れについて</p>
第6回 定例会	令和2年 8月21日	<p>議案</p> <p>3 7 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続)</p> <p>4 2 条例改正に関する意見について</p> <p>4 3 令和2年度相模原市職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>4 4 採用選考における人事委員会が認める職について(社会人経験(民間企業等における土木に関する実務経験)を要する土木職)</p>
第7回 定例会	令和2年 9月10日	<p>議案</p> <p>3 7 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続)</p> <p>4 5 令和2年(措)第1号事案について</p> <p>4 6 令和2年度相模原市職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>4 7 令和2年度相模原市職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)の実施について</p> <p>4 8 令和2年度相模原市職員採用選考(土木:社会人経験者)の実施について</p>

		報告 4 8 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【公民館担当】)に係る実施結果の報告について
第8回 定例会	令和2年 9月25日	議案 3 7 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続) 4 9 令和2年(措)第1号事案について 5 0 条件付採用期間の延長の承認について 5 1 採用候補者名簿の失効について 報告 4 9 任命権者に委任している採用選考(環境整備員・道路技能員・保育調理員)に係る実施計画の通知について 5 0 任命権者に委任している採用選考(栄養士(育児休業代替))に係る実施計画の通知について 5 1 職員の懲戒処分について
第9回 定例会	令和2年 10月14日	議案 3 7 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続) 5 2 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について 報告 5 2 任命権者が行う転職能力認定(心理職)に係る実施結果の報告について 5 3 令和2年相模原市職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)の申込状況について 5 4 令和2年相模原市職員採用選考(土木:社会人経験者)の申込状況について 5 5 令和2年 人事院勧告・報告について 5 6 相模原市労働組合共闘会議からの申入れについて 5 7 公務労組連絡会、日本自治体労働組合総連合及び全日本教職員組合からの要請について
第10回 定例会	令和2年 10月28日	議案 5 3 一般任期付職員の任期更新の承認について 報告 5 8 任命権者に委任している昇任試験に係る実施結果の報告について 5 9 任命権者に委任している採用選考(学校事務(高校卒業程度))に係る実施計画の通知について 6 0 任命権者に委任している採用選考(学校技能員)に係る実施計画の通知について

		<p>6 1 任命権者が行う転職能力認定(行政職(環境事業所等))に係る実施計画の通知について</p> <p>6 2 令和2年(措)第1号事案について</p> <p>6 3 令和2年職種別民間給与実態調査の実施状況について</p> <p>6 4 令和2年 人事院勧告・報告について</p> <p>6 5 相模原市立小中学校管理職組合からの要請について</p> <p>6 6 全日本教職員組合からの要請について</p> <p>6 7 大都市労連連絡協議会からの申し入れについて</p>
第11回 定例会	令和2年 11月4日	<p>議案</p> <p>3 7 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続)</p> <p>報告</p> <p>6 8 職員採用セミナーの実施について</p> <p>6 9 2020年神奈川県国民春闘共闘会議、神奈川県公務・公共業務労働組合共闘会議及び日本自治体労働組合総連合神奈川県本部からの要請について</p>
第12回 定例会	令和2年 11月10日	<p>議案</p> <p>5 4 令和2年度相模原市職員採用試験(高校卒業程度)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>5 5 令和2年度相模原市職員採用選考(障害者対象)の最終合格者の決定について</p>
第13回 定例会	令和2年 11月26日	<p>議案</p> <p>5 6 条例改正に関する意見について</p> <p>5 7 令和2年度相模原市職員採用試験(高校卒業程度)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>5 8 採用選考における人事委員会が認める職について(行政(任期付短時間勤務職員)【マイナンバーカード交付促進担当】)</p> <p>5 9 採用選考における人事委員会が権限の一部の委任を認める職について(行政(任期付短時間勤務職員)【マイナンバーカード交付促進担当】)</p> <p>報告</p> <p>7 0 公務公共サービス労働組合協議会からの要請について</p>
第14回 定例会	令和2年 11月30日	<p>議案</p> <p>6 0 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について</p> <p>報告</p> <p>7 1 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【マイナンバーカード交付促進担当】)に係る実施計画の通知について</p> <p>7 2 職員の懲戒処分について</p>

第15回 定例会	令和2年 12月9日	議案 61 令和2年度相模原市職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 62 令和2年度相模原市職員採用選考(土木:社会人経験者)の最終合格者の決定について
第16回 定例会	令和3年 1月13日	議案 1 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について 2 令和2年度相模原市職員採用選考(障害者対象)の実施について 3 令和3年度相模原市職員採用試験の日程について 報告 1 任命権者に委任している採用選考(行政職参事(生活安全担当))に係る実施計画の通知について 2 職員採用セミナーのオンラインによる実施について 3 職員の懲戒処分について
第17回 定例会	令和3年 1月27日	議案 4 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則について 5 相模原市一般職の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則について 6 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について 7 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について 報告 4 任命権者が行う転職能力認定(行政職(環境事業所等))に係る実施結果の報告について 5 任命権者に委任している採用選考(環境整備員・道路技能員・保育調理員)に係る実施結果の報告について 6 任命権者に委任している採用選考(学校技能員)に係る実施結果の報告について 7 任命権者に委任している採用選考(栄養士(育児休業代替))に係る実施結果の報告について 8 任命権者に委任している採用選考(学校事務(高校卒業程度))に係る実施結果の報告について 9 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【マイナンバーカード交付促進担当】)に係る実施結果の報告について 10 職員の懲戒処分について

		1 1 大都市労連連絡協議会からの申入れについて
第18回 定例会	令和3年 2月12日	議案 8 条例改正に関する意見について 報告 1 2 任命権者に委任している採用選考(行政職参事(生活安全担当)) に係る実施結果について 1 3 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関としての職権行使に ついて
第19回 定例会	令和3年 2月24日	議案 9 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第 9号の規定に基づく人事委員会の承認について 1 0 相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部 を改正する規則について
第20回 定例会	令和3年 3月10日	議案 1 1 相模原市職員の分限に関する規則の一部を改正する規則につい て 1 2 相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正 する規則について 1 3 職員の昇任選考について 報告 1 4 任命権者に委任している昇任選考に係る実施計画の通知につい て 1 5 任命権者に委任している採用選考(財務部参事)に係る実施計画 の通知について 1 6 令和2年度相模原市職員採用選考(障害者対象)の申込状況につ いて
第21回 定例会	令和3年 3月24日	議案 1 4 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則及び相模原市管 理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について 1 5 相模原市一般職の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部 を改正する規則について 1 6 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規 則の一部を改正する規則について 1 7 相模原市人事委員会公文書管理規則の改正について 1 8 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正 に係る協議について(相模原市一般職の給与に関する条例施行規 則)

	<p>19 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について(会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則)</p> <p>20 令和3年度相模原市職員採用試験の実施について</p> <p>21 条件付採用期間の延長の承認について</p> <p>報告</p> <p>17 任命権者に委任している昇任選考に係る実施結果の報告について</p> <p>18 任命権者に委任している採用選考(財務部参事)に係る実施結果の報告について</p> <p>19 相模原市職員採用セミナーの実施結果について</p> <p>20 職員の懲戒処分について</p>
--	---

<合計> ・定例会21回、臨時会1回
 ・議案53件(継続案件除く)、報告71件

第2章 事業の概要

1 職員の任用

地方公務員法第18条の規定により、競争試験又は選考は人事委員会が行うこととされています。同法の規定により本委員会の権限とされている一般職員の任用に関する事項について職員の任用に関する規則等を制定し、職員の採用、昇任等について競争試験及び選考を行っています。

(1) 職員採用試験実施状況

令和2年度の職員採用試験実施状況は、次のとおりです。

ア 大学卒業程度・免許資格職（第1次試験：令和2年6月28日）

試験区分	試験段階	内容	最終合格発表	受験資格	
大学卒業程度	行政	第1次 教養試験 (択一式)	8月25日	(行政) 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 (行政(就職氷河期世代)) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人	
	行政 (就職氷河期世代)	第2次			(1) 論述試験 (2) 適性検査 (3) 個別面談
		第3次			個別面接
	消防	第1次	(1) 教養試験 (択一式) (2) 集団面接 (3) 適性検査	9月14日	平成6年4月2日から平成11年4月1日までに生まれ、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人
		第2次	(1) 身体検査 (2) 体力検査 (3) 個別面接		
	学校事務	第1次	(1) 教養試験 (択一式) (2) 適性検査 (3) 集団面接	8月13日	昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人
第2次		個別面接			

免 許 資 格 職	土 建 電 気 木 築	第1次	(1) 専門試験 (記述・択一式) (2) 適性検査 (3) 集団面接 (土木のみ個別面談)	8月13日	昭和60年4月2日から平成11年 4月1日までに生まれた人
		第2次	個別面接		
	社会福祉 心 理	第1次	(1) 専門試験 (択一式) (2) 適性検査 (3) 集団面接		昭和60年4月2日から平成11年 4月1日までに生まれた人 ※社会福祉は、社会福祉主事の任用資格を有するか、令和3年3月までに取得見込みの人 ※心理は、心理学を専修する学科や、これに相当する課程を修了、または令和3年3月までに修了見込みの人など
		第2次	個別面接		
	保 健 師 管理栄養士 獣 医 師 歯科衛生士	第1次	(1) 専門試験 保健師・管理栄養士 (択一式) 獣医師・歯科衛生士 (記述式) (2) 適性検査 (3) 集団面接		昭和60年4月2日以降に生まれ、以下の免許を有するか、令和2年度に行われる各国家試験により免許取得見込みの人 ※保健師:保健師免許 ※管理栄養士:管理栄養士免許 ※獣医師:獣医師免許 ※歯科衛生士:歯科衛生士免許
		第2次	個別面接		
保 育 士	第1次	(1) 専門試験 (択一式) (2) 集団面接 (3) 適性検査	9月14日	昭和50年4月2日以降に生まれ、保育士登録をしているか、令和3年3月までに登録見込みの人 ※神奈川県において、国家戦略特別区域限定保育士登録を受けている人含む	
	第2次	(1) 身体検査 (2) 個別面接			

イ 高校卒業程度（第1次試験：令和2年9月27日）

試験区分	試験段階	内容	最終合格発表	受験資格
行政	第1次	(1) 教養試験 (択一式) (2) 適性検査 (3) 論述試験 (4) 個別面談	11月16日	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
	第2次	個別面接		
消防	第1次	(1) 教養試験 (択一式) (2) 適性検査 (3) 集団面接	11月27日	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人
	第2次	(1) 身体検査 (2) 体力検査 (3) 個別面接		

ウ 大学卒業程度・免許資格職2回目（第1次試験：令和2年10月31日）

試験区分	試験段階	内容	最終合格発表	受験資格
大学卒業程度 土木建築 社会福祉	第1次	(1) 専門試験 (記述・択一式) (社福は択一式のみ) (2) 適性検査 (3) 集団面接 (土木のみ個別面談)	12月11日	昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ※社会福祉は、社会福祉主事の任用資格を有するか、令和3年3月までに取得見込みの人
	第2次	個別面接		
免許資格職 保健師	第1次	(1) 専門試験 (択一式) (2) 適性検査 (3) 集団面接	12月11日	昭和60年4月2日以降に生まれ、保健師免許を有するか、令和2年度に行われる保健師国家試験により免許を取得見込みの人
	第2次	個別面接		

(2) 職員採用試験実施結果

令和2年度の職員採用試験実施結果は、次のとおりです。

試験区分	第1次試験 実施日	申込者数	第1次試験 受験者数 (合格者数)	第2次試験 受験者数 (合格者数)	第3次試験 受験者数	最 終 合格者数
行 政 (大卒程度) (就職氷河期世代)	6月28日	437	331 (47)	46 (10)	10	6
行 政 (大卒程度)		936	632 (328)	321 (126)	125	70
社会福祉 (大卒程度)		50	40 (6)	6	—	3
心 理 (大卒程度)		15	13 (8)	8	—	5
土 木 (大卒程度)		30	21 (9)	9	—	8
建 築 (大卒程度)		12	8 (4)	2	—	2
電 気 (大卒程度)		13	6 (3)	3	—	3
学校事務 (大卒程度)		53	43 (10)	10	—	5
消 防 (大卒程度)		240	175 (44)	44	—	25
保 健 師		11	8 (4)	4	—	1
管理栄養士		70	57 (15)	15	—	6
獣 医 師		7	6 (2)	2	—	1
歯科衛生士		13	10 (3)	3	—	1
保 育 士		176	146 (61)	61	—	40

行政 (高卒程度)	9月27日	92	86 (23)	23	—	8
消防 (高卒程度)		74	59 (14)	14	—	5
社会福祉 (大卒程度)	10月31日	42	30 (6)	6	—	2
土木 (大卒程度)		25	17 (3)	2	—	2
建築 (大卒程度)		7	3 (0)	—	—	0
保健師		14	11 (5)	5	—	4

(3) 職員採用選考実施状況

選考により採用できる職は、相模原市職員の任用に関する規則により定められています。また、その一部を相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定により各任命権者に委任しています。令和2年度の職員採用選考実施状況は、次のとおりです。

ア 障害者対象（第1次選考：令和2年9月27日）

選考区分	選考段階	内容	最終合格発表	受験資格
行政・学校事務 (大学卒業程度)	第1次	(1) 教養試験 (択一式) (2) 論述試験 (3) 適性検査 (4) 個別面談	11月16日	次の要件のすべてを満たす人 (1) 【大学卒業程度】 昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 【高校卒業程度】 昭和50年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 (2) 次に掲げる手帳等の交付を受けている人 ①身体障害者手帳 ②都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳
行政・学校事務 (高校卒業程度)	第2次	個別面接		

イ 障害者対象（第1次選考：令和3年3月27日）

選考区分	選考段階	内容	最終合格発表	受験資格
行政・学校事務 (大学卒業程度)	第1次	(1) 教養試験 (択一式) (2) 論述試験 (3) 適性検査 (4) 個別面談	4月30日	次の要件のすべてを満たす人 (1) 【大学卒業程度】 昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 【高校卒業程度】 昭和50年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 (2) 次に掲げる手帳等の交付を受けている人 ①身体障害者手帳 ②都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳
行政・学校事務 (高校卒業程度)	第2次	個別面接		

ウ 社会人経験者（第1次選考：令和2年10月31日）

選考区分	選考段階	内容	最終合格発表	受験資格
土木 (社会人経験者)	第1次	(1) 論文・ 適性検査 (2) 個別面接	12月11日	次の要件のすべてを満たす人 (1) 昭和36年4月2日以降に生まれた人 (2) 民間企業等における土木に関する実務経験(土木工事の設計・施工監理、区画整理事業等)を平成25年10月1日から令和2年9月30日までの期間に5年以上有する人
	第2次	個別面接		

エ 任期付短時間勤務職員

選考区分	選考段階	内容	最終合格発表	受験資格
行政 (窓口サービス担当)	第1次	書類審査 (作文含む)	7月15日	年齢・経験・資格は不問
	第2次	個別面接		

(4) 職員採用選考実施結果

令和2年度の職員採用選考実施結果は、次のとおりです。

選考区分	第1次選考 実施日	申込者数	第1次選考 受験者数 (合格者数)	第2次選考 受験者数	最 終 合格者数
障害者を対象 とする行政(大卒)	9月27日	33	18 (3)	3	1
障害者を対象 とする行政(高卒)		28	26 (4)	4	2
障害者を対象 とする学校事務(大卒)		6	2 (1)	1	0
障害者を対象 とする学校事務(高卒)		3	2 (0)	—	0
障害者を対象 とする行政(大卒)	3月27日	18	11 (1)	1	0
障害者を対象 とする行政(高卒)		9	8 (1)	1	0
障害者を対象 とする学校事務(大卒)		2	2 (0)	—	0
障害者を対象 とする学校事務(高卒)		4	1 (0)	—	0
土木(社会人経験者)	10月31日	9	7 (3)	3	3
行政 (任期付短時間勤務職員) (窓口サービス担当)	書類選考	82	82 (61)	59	44

(5) 任命権者に委任している職員採用選考実施結果

各任命権者に委任している職員採用選考実施結果は、次のとおりです。

選考区分	申込者数	第1次選考 受験者数 (合格者数)	第2次選考 受験者数 (合格者数)	第3次試験 受験者数	最終 合格者数
行政(債権回収担当) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 R2.6月	3	2 (1)	1	—	1
行政(債権回収担当) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 R2.9月～随時	3	3 (2)	2	—	2

行政(家屋調査員) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 R2.6月	2	2 (2)	2	—	2
行政(家屋調査員) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 R2. 9月～随時	3	3 (3)	3	—	3
保育士 (育児休業代替) 1次選考 R2.6月～随時	3	3 (3)	3	—	3
行政(公民館担当) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 R2.7月	53	52 (46)	45	—	26
医師(公衆衛生) 1次選考 R2. 9月～随時	0	—	—	—	0
環境整備員(就職氷河期世代) 1次選考 R2.10月	52	51 (16)	16 (9)	9	5
道路技能員(就職氷河期世代) 1次選考 R2.10月	25	22 (8)	8 (4)	4	1
保育調理員(就職氷河期世代) 1次選考 R2.10月	16	16 (7)	7 (5)	3	2
学校技能員 1次選考 R2.12月	39	37 (10)	10	—	2
栄養士 (育児休業代替) 1次選考 R2.12月	7	7 (7)	7	—	7
学校事務(高卒) (育休・配偶者同行休業代替) 1次選考 R2.12月	14	13	—	—	12
行政(マイナンバーカード交付促進担当) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 R2.12月	76	76 (66)	66	—	41
行政 行政職(市民局参事 (生活安全担当)) 1次選考 R3.1月	1	1	—	—	1
行政 行政職(財政部参事) 1次選考 R3.3月	1	1	—	—	1

(6) 昇任選考実施結果

職員の昇任は、一部を除き選考によることができます。また、相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定により、各任命権者に委任しているものがあります。

令和2年度の昇任選考実施結果は次のとおりです。

ア 任命権者より昇任選考請求のあったもの

	行政職給料表(1)			消防職給料表		医療職給料表
	9級	8級	7級	8級	7級	4級
市長事務部局	7人	7人	11人			
議会						
教育委員会			1人			
選挙管理委員会						
監査委員						
人事委員会						
農業委員会						
消防本部	1人			1人	3人	
合計	8人	7人	12人	1人	3人	0人

イ 各任命権者に委任しているもの

行政職給料表(1)				消防職給料表		医療職給料表		行政職給料表(2)		学校事務職給料表		
6級	5級	4級	3級	6級	5級	3級	2級	5級	4級	5級	4級	3級
20人	56人	60人	139人	8人	18人	0人	0人	15人	0人	0人	0人	2人

(7) 特定任期付職員及び一般任期付職員の採用等の承認

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、同法の規定に基づく職員の任期を定めた採用の承認及び採用した職員の任期更新の承認について審査をします。

令和2年度の審査件数は次のとおりです。

承認の区分	申請書受理件数	特定任期付職員	一般任期付職員
採用	0件	0人	0人
任期の更新	1件	0人	1人
他の職への任用	0件	0人	0人

2 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法第8条、第26条等の規定により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず調査・研究を行い、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し同時に報告をするものとされています。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができるかとされています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、民間給与の調査を先行実施分と月例給分の2回に分けて実施したことから、「職員の給与等に関する報告及び勧告」についても、市議会及び市長に対して、特別給分を令和2年10月21日に、月例給分を11月10日に分けて行いました。概要につきましては、次のとおりです。

「令和2年 職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

本年の給与勧告のポイント

① 月例給の改定なし

給与格差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない

② 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ

支給月数4.50月→4.45月(△0.05月分)、期末手当の支給月数に反映

<給与勧告制度の基本的な考え方>

給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、民間従業員等との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものである。

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 職種別民間給与実態調査

調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所195事業所であり、そのうち人事院が無作為に抽出した82事業所を实地調査

(2) 職員給与と民間給与の比較結果

<月例給>

民間従業員の給与	職員の給与（行政職(1)）	較差
372,167円	372,264円	△97円(△0.03%)

(行政職給料表(1)適用職員の平均年齢 39.4歳、平均経験年数 17.2年)

<特別給(ボーナス)>

民間従業員の支給月数	職員の支給月数	差
4.46月分	4.50月分	△0.04月分

2 給与改定の内容

(1) 月例給

民間給与との較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないことから、月例給の改定を行わない。

(2) 期末・勤勉手当

- ・民間従業員の支給月数に見合うよう、年間支給月数を4.50月分から4.45月分に引下げ
- ・引下げ分は期末手当の支給月数に反映

(3) 実施時期

令和2年12月1日

3 人事行政に関する報告

(1) 人材の確保等

ア 人材の確保

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、集合形式や対面形式のイベントの実施が困難な状況となっていることから、新たな形態での情報発信や機会の提供が必要
- ・専門性のある職種については、採用時期にとらわれない、より効果的な手法について検討することが必要

イ 人材の育成

- ・多様な行政課題に対応していくための必要なスキルの習得に向け、リモート型やEラーニングなどの集合型研修以外の手法についても、これまで以上に活用していくことが必要

ウ 人材の活用

- ・公務能率の充実を図るため、多様な経験及び能力を有する職員の採用を進めるとともに職員の適性或能力を正確に把握し、最大限発揮できる配属を進めることが必要

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア ワーク・ライフ・マネジメントの実現

- ・仕事と生活の時間配分だけを意識するのではなく、双方の充実を自ら積極的にマネジメントする「ワーク・ライフ・マネジメント」の意識を常に持つことが大切であり、その実現を促す取組が重要
- ・行政サービスのデジタル化などを推進し、市民の利便性を高めながら、効率的な業務改善に努めるとともに、非常時にあっても迅速かつ柔軟な仕事量に見合った人員配置を進めることが必要
- ・テレワークの積極的な活用や時差出勤は、新しい生活様式を踏まえた働き方改革の観点においても大きな効果が期待されることから、これまでの実施状況を十分に検証し、新しい働き方への移行に向け取り組むことが必要

イ メンタルヘルス対策

- ・長時間労働の時間数に限らず、自らが健康リスクを背負っているという状況を自覚し積極的に面接指導や健康相談を利用していくための意識向上を図ることが必要
- ・職場環境のストレスの要因や傾向の分析を行い、疾患の早期発見や発病の未然防止対策など予防対策に力を入れることが重要

ウ ハラスメントの根絶

- ・ハラスメントの根絶に向けては、職員がより相談しやすい環境を確保することが必要であり、あらゆるハラスメントを絶対に許さないという職場風土の醸成が極めて重要
- ・職員一人ひとりが、自らの言動を改めて見直し、ハラスメントが起こる原因を深く考え、ハラスメントを根絶する意識を強く持つことが重要

(3) 公務員を巡る諸課題

ア 公務員倫理の確保

- ・「相模原市組織運営の改善に向けた取組方針」に則って毅然と行動の変容を起こしていくことで、職員一人ひとりの公務員倫理とコンプライアンス意識の着実な醸成と定着を図ることが必要

イ 高齢期雇用の在り方

- ・国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、職員が有する知識・経験や能力を発揮できる人事制度の構築と給与制度の見直しに向け調査・研究を進めていくことが必要

3 条例の制定、改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

令和2年度には、議会からの求めに対し、次のとおり意見を提出しました。

意見提出 年月日	条例案	意見の内容
令和2年 5月15日	相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	本議案は、新型コロナウイルス感染症の病原体を有する人等が宿泊し、療養する施設等において保健所業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例に係る規定を追加しようとするものであり、異議のないものである。
令和2年 8月26日	相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	本議案は、児童相談所において社会福祉業務に従事した職員の特殊勤務手当の額に係る規定を改正しようとするものであり、異議のないものである。

令和2年 11月27日	相模原市一般職の給与に関する 条例及び相模原市一般職の任期 付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例について	本議案は、本委員会の職員の給与に関する勧 告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を 勘案した一般職の職員の期末手当に係る規定を 改正しようとするものであり、異議のないものであ る。
令和3年 2月15日	相模原市一般職の給与に関する 条例の一部を改正する条例につ いて	本議案は、消防職給料表における8級の職務 の級の基準となる職務及び職制上の段階に係る 規定を改正しようとするものであり、異議のないも のである。

4 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、人事委員会は、その要求を審査し、判定を行うとともに、その結果に応じて必要な勧告等を行います。

令和2年度における勤務条件に関する措置の要求の事案は2件でした。

5 不利益処分についての審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、これを審査し、請求内容に理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行います。また、必要に応じて、職員が受けた取扱いを是正するための指示を行います。

令和2年度における不利益処分についての審査請求の事案はありませんでした。

6 苦情相談

職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談があった場合は、地方公務員法第8条第1項第11号及び職員の苦情相談に関する規則の規定に基づき、助言、指導、あつせんその他の必要な措置を執ります。

令和2年度の苦情相談の状況は、次のとおりです。

件数のうち、()内は前年度からの繰越し

相談 件数	相談内容						処理状況	
	任用 関係	給与 関係	勤務条件 ・ サービス関係	福利厚生 関係	職場環境 関係	その他	完結 事案	翌年度へ 繰越し
9 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	6 (0)	9 (0)	0 (0)

7 職員団体の登録

地方公務員法第53条第5項の規定に基づき、職員団体からの登録申請を受けた場合は、構成員や規約等を確認し、登録を行います。

登録されている職員団体は、次のとおりです。

(令和3年3月31日現在)

登録年月日	職員団体の名称
昭和41年10月5日	相模原市職員労働組合
昭和50年7月15日	相模原市立小中学校管理職組合
平成29年4月1日	相模原市教職員組合

8 管理職員等の範囲

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず(地方公務員法第52条第3項)、管理職員等の範囲は人事委員会の規則で定めることとされています(同条第4項)。

人事委員会では、管理職員等の範囲を定める規則を制定し、次のとおり管理職員等の範囲を定めています。

(令和3年3月31日現在)

機関	職
各機関共通	相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)別表第5の級別基準職務表の行政職給料表(1)の部6級の項から9級の項まで並びに医療職給料表の部3級の項及び4級の項並びに相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)別表第3の級別基準職務表の教育職給料表の部4級の項及び5級の項並びに相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成22年相模原市人事委員会規則第19号)別表第1第1号の行政職給料表(1)級別職務分類基準表の6級の項から9級の項まで、第4号の医療職給料表級別職務分類基準表の2級の項及び3級の項並びに第5号の教育職給料表級別職務分類基準表の4級の項に規定する職

個別	市長の事務局	本庁機関	(秘書課) 総括副主幹及び副主幹 (総務法制課) 法制又は訴訟を担当する総括副主幹及び副主幹並びに訴訟を担当する主査 (コンプライアンス推進課) 総括副主幹及び副主幹 (職員課) 定数、人事、給与、服務又は労務を担当する総括副主幹、副主幹、主査及び主任 (職員厚生課) 福利厚生を担当する総括副主幹 (財政課) 総括副主幹 (保育課) 労務を担当する総括副主幹 (廃棄物政策課) 労務を担当する総括副主幹
		区役所	区会計管理者
	教育委員会	教育局	(教育総務室) 定数、人事、給与、服務又は労務を担当する総括副主幹、副主幹及び主査 (学校保健課) 労務を担当する総括副主幹 (教職員人事課) 定数、人事又は服務を担当する総括副主幹、副主幹、主査及び主任 (教職員給与厚生課) 給与、服務又は労務を担当する総括副主幹、副主幹、主査及び主任並びに福利厚生を担当する総括副主幹
	人事委員会事務局		総括副主幹、副主幹、主査及び主任

9 労働基準監督機関としての職権の行使

職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法等が適用されますが、地方公務員法第58条第5項の規定により、現業職員以外の職員(労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署(別表第1に掲げる事業を除く。)に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員)の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行うこととされています。

令和2年度は、人事委員会が所管する事業所について、労働基準法等の法令に適合した事務運営がなされているかを確認するため、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、人事委員会が各所属を調査し、結果を周知した。

10 人事委員会規則の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができます。

令和2年度に公布した規則は次のとおりです。

規則番号	公布年月日	施行年月日	件名
第1号	令和3年 1月14日	令和3年 4月1日	相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
第2号	令和3年 1月28日	令和3年 4月1日	相模原市一般職の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
第3号	令和3年 1月28日	令和3年 4月1日	相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
第4号	令和3年 1月28日	令和3年 2月1日	勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則
第5号	令和3年 2月25日	令和3年 4月1日	相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則
第6号	令和3年 3月11日	令和3年 4月1日	相模原市一般職の職員の分限に関する規則の一部を改正する規則
第7号	令和3年 3月11日	令和3年 4月1日	相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則
第8号	令和3年 3月25日	令和3年 4月1日	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則及び相模原市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
第9号	令和3年 3月25日	令和3年 4月1日	相模原市一般職の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
第10号	令和3年 3月25日	令和3年 4月1日	相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
第11号	令和3年 3月25日	令和3年 4月1日	相模原市人事委員会公文書管理規則の一部を改正する規則

11 その他(会議等)

(1) 全国人事委員会連合会

全国人事委員会連合会は、都道府県、政令指定都市、特別区等人事委員会をもって組織し、人事行政制度に関する研究、調査、資料の収集、情報交換、職員の研修等を行っています。

令和2年度の状況:総会1回(書面開催)、研修会(中止)、事務局長会議2回(リモート会議)、ブロック別勉強会(中止)

(2) 大都市人事委員会連絡協議会

大都市人事委員会連絡協議会は、政令指定都市、東京都及び特別区の人事委員会をもって組織し、人事行政制度に関する研究、調査、資料の収集、情報交換、職員の研修等を行っています。

令和2年度の状況:委員長会議1回(書面開催)、事務局長会議1回(代替として実務者会議の開催)、課長会議1回(給与・公平・労基関係:中止、任用関係:資料交換)、研修会2回(給与関係:資料交換、公平審査関係:中止、任用関係:資料交換)

令和2年度

人事委員会年報

令和3年7月発行

相模原市人事委員会事務局

〒252-5277 相模原市中央区富士見 6-6-23

けやき会館4階

電話 042-769-9810